

## 別表十二（六）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項（一般廃棄物処理施設の許可）又は第15条第1項（産業廃棄物処理施設）の許可を受けたものが令和4年改正法附則第44条（法人の特定災害防止準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和4年改正前の措置法第56条（特定災害防止準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「当期中に独立行政法人環境再生保全機構に積み立てた維持管理積立金の金額4」の欄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の5第1項（維持管理積立金）（同法第15条の2の4（準用）において準用する場合を含みます。）に規定する通知する額を超えない額を記載します。
- 3 「積立限度額5」の分子の空欄には、次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める数を記載します。
  - (1) 令和10年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する事業年度 10
  - (2) 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度 20
  - (3) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度 30
  - (4) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度 40